

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成27年2月6日(金) 午後3時から午後5時まで
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室(A棟1階)

参加者等

司会者 佐々木 直人(さいたま地方裁判所第4刑事部部総括判事)

裁判官 古玉 正紀(さいたま地方裁判所第4刑事部判事)

検察官 恒川 一宇(さいたま地方検察庁公判部・検察官)

弁護士 岩佐 憲一(埼玉弁護士会所属)

裁判員経験者1番 50代 男性(以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 50代 女性(以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 30代 女性(以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 40代 男性(以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 60代 女性(以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 50代 女性(以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 70代 男性(以下「7番」と略記)

議事要旨

別紙のとおり

司会者

それでは、裁判員経験者の皆様方との意見交換会を始めさせていただきます。私は、本日司会を務めます、さいたま地裁第4刑事部裁判官の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、7名の裁判員経験者の皆様に参加していただきました。御協力いただきまして、まことにありがとうございます。皆様率直な意見をお聞かせいただければと思っております。本日は、私以外にも裁判官、検察官、弁護士1人ずつ参加しておりますので、まずはそれぞれから簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

古玉裁判官

さいたま地裁第4刑事部の裁判官の古玉と申します。よろしくお願いいたします。私は、去年の4月にさいたまに転勤で参りまして、さいたまでこれまでに多くの裁判員裁判を経験してきましたけれども、やっぱり1件終わるごとに、うまくいかなかったところは必ずあって、毎回毎回反省しているところなんですけれども、今日もぜひ皆さんから忌憚のない御意見をお伺いして、今後に生かすべきところを見つけていきたいと思っております。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

岩佐弁護士

埼玉弁護士会所属の弁護士で岩佐憲一と申します。裁判員裁判は、これまでに四、五件経験しております。毎回裁判員裁判をやるに当たって、非常に期日がタイトで、事前の準備なくしては非常に大変なことになりますし、現実には裁判が始まった後もスムーズにできるかどうか、また話し方ですとか、まとめ方とか、そこら辺を工夫しながらやっているつもりですけれども、現実には事実認定者である裁判官、また裁判員の皆様にどれだけお話が通じているのか、そこら辺は非常に心配になるところです。今回この機会に参加させていただきまして、その辺の事情をお聞きできれば、今後の裁判員裁判の参考になろうかと思っております。今日はよろしくお願いいたします。

恒川検察官

さいたま地方検察庁検事の恒川と申します。私も昨年の4月にさいたま地方検察庁に参りまして、ふだんは裁判員裁判を担当させていただいております。これまで何件も裁判員裁判を担当させていただいたんですけれども、さいたまに来て、裁判員経験者の皆様の意見を伺えるというのは初めての機会ですので、今日皆さんにいただいた意見を参考にしながら、今後もそういった裁判員裁判に生かしていけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

では、早速中身に入っていきたいと思っておりますけれども、まずは皆さんがどのような事件を担当されたかについて、私のほうから簡単に紹介させていただきまして、その後皆さんそれぞれに、まず事件を実際担当されまして、全般的にどのような感想をお持ちなのかということについて、順番におっしゃっていただければというふうに思います。それから、あわせて審理の日程についての御意見などがあれば、お聞かせいただければというふうに思います。まず、1番さんからですけれども、1番さんが担当された事件というのは傷害致死の事件で、期間としては4日間で、量刑、刑をどうするかというのが争点だったという事件でしたでしょうか。

1番

はい、そうです。裁判員として参加して、非常に勉強になりまして、私の知らない世界を体験できて、非常にありがたく思っております。そんな中で、自分の行いました審理日程というものなんですけど、まず4日間、判決までという日程になっております。そんな中で、決められたものの中での4日間ということでしたので、延びてもいいよということだったんですが、やはりどうしても4日間というふうなところで、最初からもう4日間で判決というふうな日程が組まれちゃっている中で、我々はそれに合わせて審議になっていたのかなと思いました。日程に関しては、今回自分の行ったのは4日間で足りたんですが、やはり決められた中で、走ったりしているところもあったのかなというのは正直なところで、裁判のいろいろ聞きたかったこととか、そういったのもどうしても、最初に提示されたのが4日間というふ

うに決められちゃっていたので、審議がそこに合わせての審議になっちゃっていたのかなと個人的には思いました。

司会者

今の御感想というのは、もう少し余裕があったほうがよかったという感じの印象ということですか。

1番

いや、自分の中では今回は足りたんですが、もう少し、例えば実際にほかの裁判員制度も日程が長くというのをある程度のところで、やはり証人が多かったり、そういったところで日程がある程度組まれるのかもしれないんですが、そうやってみれば長くてもいいのかなとも、逆に、結論的には長くてもよかったのかな。逆に、でも最終日とかは、ある程度方向性ができちゃっているんで、多少あいている時間もありません。

司会者

ありがとうございます。2番さんにつきましては、事件は被告人が2人いて、ほかの共犯者らと一緒にした強盗致傷の事件ということで、5日間で、暴行や脅迫があったかどうかやその内容ですとか、共謀の成立、共犯者と一緒になって共謀していたかどうかということが争われていたという事件でしたでしょうか。御感想いかがでしょうか。

2番

裁判員制度が何年前にできたときに、もともと裁判にはすごく興味があったので、選ばれたいと思っていました、ずっと。いざ候補者として事件を見たときに、どなたかが亡くなっているわけじゃないんですけど、本当に、あっ、随分重いなと思って、ちょっと、それまでは興味があって、やりたいと思っていたんですけど、本当に尻込みしてしまって、ああ、選ばれませんようにって、そのときになって初めてそういうふうな気持ちになったんですけど、選ばれてしまって、初めの初日は本当にもう緊張したんですけど、審理を重ねていくうちに、こうやって市民が参加

するという意義というのが少しずつわかってきまして、最終的に終わってからは本当に裁判員をやってよかったなと思いました。

司会者

どうもありがとうございました。やはりもともと興味あって、いざ選任とか近づいてくる……。

2番

近づくといいより、具体的な事件を見た途端に。

司会者

事案の概要で、こういうふうにと。

2番

どなたかが亡くなっているわけじゃないんですけど、ああ、随分重いところに入ってしまったなという、急に何かそれを見た途端に尻込みしてしまって、ただ結果的には本当にしてよかったと思います。

司会者

どうもありがとうございます。では、3番さんですけれども、事件としては共犯者との強盗致傷と、それから強盗の事件で、4日間で、共犯者との関係を含む量刑というのが争点だったということになりますでしょうか。

3番

はい。私のほうも裁判員裁判に選ばれて、ちょっと自分の中では裁判員に選ばれることはないのかなと思っていたところでの裁判員だったので、ちょっといろいろと思うところはあったんですけども、今までテレビでしか見なかった事件というのを目の当たりにできたことが大変勉強になったなと思っています。日程についてなんですけれども、刑を評議する時間とかは十分にあったと思うんですけども、弁護士さんとか検察官の方がやっている尋問等がちょっと時間が短くて、随分早口な感じがあって、もちろんどうしても日程が決まっていて、その日のうちにここまでやらなきゃというのはあると思うんですけども、すごくわかりやすく伝えて、

法律もわからない私たちに対してもわかるような言葉を使ってくださったんですけども、もう少し考える時間があってもよかったのかなと思いました。

司会者

ありがとうございました。尋問のやり方がどうだったか、そのあたりは後でまた具体的にお伺いできればと思います。4番さんも3番さんと同じ事件でしたね。

4番

はい、そうです。

司会者

では、よろしく申し上げます。

4番

裁判員裁判に今回参加できたこと自体、自分の経験としてはすごくよかったと思っています。裁判そのものも4日間の予定を実質3日間で済んだということで、スムーズだったんだと思うんですが、最終的にその最中と終わった後にも思ったんですが、私も含めて、ほかの裁判員の方もみんな、そんなに法律に詳しくなくて、素人ということで、そういう素人の人間が被告人の今後の大きな人生にかかわる懲役だとか判決を決めること自体が、その人の人生に与える影響を考えると、素人が決めていいのかどうかというのはすごく疑問に思っていて、今もその気持ちは変わっていないんですが、経験としては本当にいい経験をさせていただいたとは思っています。ただ、被告人の方の今後のことを考えると、当然悪いことをしたんで、処罰を受けるのも当然だし、私以外の方がもし裁判員を担当したとしても、そんなに量刑は変わってはいないと思うんですが、ただそういう素人が他人の人生に影響を与えること自体の責任をすごく感じまして、それについてはいまだにちょっと疑問を感じる制度ではあると思っています。

司会者

やはり人に刑を受けてもらう内容を決めるということですから、それぞれ御負担を感じられている部分というのもあると思いますけども、審理して、それからみんな

なで評議していく中では、ある程度納得できたというところはおありですか。

4番

そうですね。当然みんなで話し合っただけで決めた量刑なんで、それ自体が全く納得いかないというわけではないんですけど、その人の、被告人の人生に何らかしらの影響を与えることを素人が判断するということが自体にちょっと、正しいのかどうかは分からないんですけど、ちょっとした疑問をいまだに感じるところがあります。

司会者

ありがとうございました。5番さんの事件は、共犯者とした路上での複数の強盗致傷と、それからひったくりが複数あって、公務執行妨害、傷害というのもあるという事件でしたでしょうか。5日間で、争点としては量刑が問題となっていたということですかね。いかがでしょうか。

5番

私も初めて裁判員に選ばれたときに、ああ、困ったなって思ったんです。余りこういう関係には、興味がなかったというわけじゃないんですけども、私自身が何となく、何に対してもいたずらにしても、それからちょっとしたけんかにしても、意見を持っているものですから、それで、もう、1回だけで結構です。

司会者

大変だったということですね。そのあたり、また後ほど負担感等についてはお伺いしたいというふうに思います。6番さんは、事件は5番さんと同じでしたね。

6番

この裁判員裁判をやらせていただきまして、一番心に思うことは、被告人の方にやっぱり心から更生していただきたいなと思いました。それが一番でした。

司会者

ありがとうございました。では、7番さんは、包丁で被害者を刺したという殺人未遂の事件で、5日間の日程で、殺意があったかどうかと自首が成立するかというところが争点だった事件でしたでしょうか。

7番

日程はちょっと短かったかなと、もう一日ぐらいあるとよろしかったと思います。それから、印象ですけれども、裁判所というところはとてもきれいだし、とても公正、潔癖な方々というか、そういう雰囲気のところだなと思いました。内容的にはまた後で言わせていただきますが、なかなか日常の世界と違うところだという印象でした。

司会者

ではまずは、公判審理、公判での裁判についてのことについてお伺いしていきたいというふうに思います。裁判員裁判に参加していただいて、評議で御自分の意見をおっしゃっていただく前提として、やはり公判審理の中身というものを理解した上で意見を述べるということになるわけですので、その意見を述べる前提としての法廷のやりとりの意味、わかりやすかったかどうかと、そういったことについてお伺いしていきたいと思います。この法廷での審理として、被告人の名前を確認したり、起訴状を読み上げて、間違っているかどうかといったことを確認した後で、検察官、弁護人がそれぞれ冒頭陳述ということで、事件の見立てについてのプレゼンテーションが行われたと思います。皆様、検察官、弁護人の説明をお聞きになって、事件の争点、ポイント、この事件で何が争われているのかとか、何について判断する必要があるのかということについて、あるいは検察官と弁護人とでそれぞれ主張が違っているのはどういうところかというところ、そこがわかりやすかったでしょうか、それとも、ここはちょっとわかりにくかったなというような感想をお持ちでしょうかということをお聞きしたいと思います。

1番

まず、私のほうは検察官と弁護人の主張の違いというのは、これははっきりわかりました。

司会者

最初のときの冒頭陳述で大体ポイントはわかりましたか。

1 番

それに関しては、わかりました。ただ、何か結構早く時間内に終わらせようというのはちょっと伝わってきました。

司会者

それは、実際の例えば読み上げ方が早口だったとか、何かそこら辺で・・・。

1 番

ええ、そういったところで。ある程度かみ砕いてお話はされていたんですが、やはりわからないところというか、私のほうはわかったんですが、レントゲンとか、そういったものの見方が、わからない人もいないかなというのは感じました。

司会者

専門的な話もちよっと入っていたというところですか。

1 番

そうですね。

司会者

ありがとうございました。2 番さんはいかがでしたでしょうか。

2 番

すごくわかりやすかったです。検事さんからも弁護士さんからも、初日だったかどうかわからないんですけど、プリントも配られまして、それを見ながら、本当にわかりやすかったです。たまたま私ちょっといろんな事件の裁判の傍聴に何回も行ってまして、傍聴席だと何にもないので、ちょっとわかりにくかったんですけど、裁判員制度のときは本当にちゃんと表になっていて、すごくわかりやすかったです。

司会者

逆に、その表が詳し過ぎたですとか、そういう分量等についても特に御意見は。

2 番

検事さんのはちょうどわかりやすくてよかったんですけど、弁護士さんのはちょ

っと、A3に横にずらっと書かれていて、ちょっとそれは読みにくかったなとは思
うんですけど、ただそういうふうに手元にあると、読み返したり、そういうのです
ごくわかりやすかったです。

司会者

後で読み返さずに、その場で聞いて、ぱっと、すっと頭に入ってくるような・
・。

2番

はい、それもありました。

司会者

そのA3で横というほう。

2番

何だかA3で横だと、読むのが何か、次の行をこう何か、でも別に支障はなかつ
たです。

司会者

3番さん、いかがですか。

3番

余り正直ぱっとすぐに記憶が出てこないんですけれども、すごくかみ砕いてしゃ
べってくれたのかなというところはあるんですけれども、やっぱりちょっと早口な
ところがあるので、もう少しゆっくりのほうが入ってくるのかなというところ
はあると思います。

司会者

ありがとうございました。全般的に早口という感じでしたか。

3番

そうですね。何かちょっと時間に追われてしゃべっているというようなしゃべり
方なのかなというところは印象にあります。

司会者

ありがとうございました。4番さん、いかがですか。

4番

私は、3番さんとちょっと違っちゃうかもしれないんですけど、一応裁判長の方も割と、検察も弁護士の方も割と丁寧に言っていたんで、そこしか私は経験がないんで、比較の対象はないんで、丁寧だったかどうかというのは判断つかないんですが、資料等も見せてもらった中では、その事件のイメージもできたので、割と理解しやすかったかなとは思っています。

司会者

ありがとうございました。5番さんはいかがでしょうか。

5番

私も別にわかりにくかったということはないんですけども、弁護士の方は少しでも軽くというような感じもあって、その説明があったんです。だから、それに関しては何となくわかりました。ですから、別にこれといった問題はありません。

6番

何か私も最初は緊張していたので、何か件数が多い事件だったので、頭の中がなかなか整理がつかなくて、ちょっとわかりにくいところがありました。

司会者

そうすると、もう少し言うと・・・。

6番

まとめられないというか。

司会者

いっぱいあるんで、これもやって、これもやってだと・・・。

6番

どれがどうなのかというふうな。

司会者

それは、証拠調べになる中でわかってきたというような感じですか。

6番

そうです。

7番

裁判用語なんだと思うんですが、これが初めてなもんですから、よくわからなかったんです。例えば審理というのはどういう意味合いなのかと。それから、論告というのはどういう意味なのかと。それから、弁論、我々は弁論というと学校の弁論大会を連想するんですけど。それから、評議、こういうことを初めに御説明はいただいたんですけども、よく残っていなかったような気がします。

司会者

説明があったというのは、裁判官のほうからスケジュールみたいな話でというか。

7番

はい、そうです。

司会者

選ばれた初日あたりでしょうか。

7番

そうですね。

司会者

やっぱりそのときにちょっとしっかり意味が残らなかったというのは、どういうところをこうしてくればというのはありますか。

7番

日常生活の中での言葉で言ってもらくと、例えば審理というのはどういう意味だろう。審理予定表なんて書いてありますけど、これ裁判予定表みたいな形でよろしいんじゃないかなと。それから、論告というのが、ぱっとこないんですよ。日常の言葉で言うと何ですか、論告だから、主張することですか。それに近いような言葉ですよ。

司会者

そうですね。まとめの主張といいますか、そんな感じ。

7番

そういう感じで括弧書きでもしておいてもらおうと、一般の人もわかる、私なんかもわかるんじゃないかと。これは裁判用語で決まっているから、こう書かざるを得ないといえ、それではしようがないと思うんですけど。

司会者

書面で配って、そのときに、大体これはこんな意味ですよというのは口では言うかなと思うんですけども、なかなかやっぱり初日だと・・・。

7番

緊張しているからね。それから、陳述のところなんですけれども、検察官と弁護人の主張が判然と、それぞれの立場で、しなかったような感じがしますね。大体事件の概要は両方とも言われるんで、そうすると余り食い違いがないんじゃないかなというような感じをちょっと受けました。

司会者

もう少し例えば検察官としてはここを立証しますとか、弁護人だったら、検察官はこう言っているけど、弁護人としてはここが違うと思いますというのをわかりやすく。

7番

その辺がかみ合う議論を検察と、それから弁護人でそこでやっていただいてもいいんじゃないかなと。特に私が出席した事件は、殺人未遂と結果的にはなっていますんで、これは非常に重いことなんで、例えばそれに至るいろいろなことがあったと思うんです。殺人という、本当に当初から殺人する意味合いがあったかどうかとか、そういうところがもう少し弁護人も言ってもいいんじゃないかと。殺人、最初からなかった、目的はなかったんだよとか、それから検察のほうでも、こうやれば死ぬというのはわかっていたはずだということは何となく言われているような感じもしないでもなかったんですけど、例えば傷を負わせる殺人のそれぞれの程度、外

部的な数字の面で、その辺で示してもらおうと、少し科学的な内容になるかなというふうに感じました。

司会者

ありがとうございました。必要なところにポイントを絞って、しかも明確にできるところとそうでないところというのは恐らく考えながらはされていると思うんですけど、ただ印象としては、後になって考えられたところがもう少しあったほうがよかったというような御感想ですか。

7番

はい、そうです。

司会者

ありがとうございました。ここまでのところで何か質問ございますか。

古玉裁判官

先ほど6番の方が話されていた、やっぱり緊張をかなりされているところですよ、ね、まだ。恐らく人が入っている法廷に初めて入ったところで、じゃ両方の主張ということで、もういきなりプレゼンテーションが始まってしまったということで、緊張している段階だからこそ、もう少しわかりやすくしてもらったらよかったのにというような感想を持たれた方はほかにもいらっしゃいますでしょうか。皆さんやっぱり緊張はされていたでしょうか。

1番

やはり緊張していました。やはりすぐ決まって、もう宣誓したと思ったらすぐ法廷という形で、時間がもう午前中に決定で、すぐに宣誓して、そのまま、はい、法廷へ行きましょうというような、自分の心の準備もない形になっていたの、ちょっと一息が欲しかったかなというのはありました。

司会者

ありがとうございました。ほかの皆さんよろしいでしょうか。検察官、弁護士のほうから何か。

岩佐弁護士

お話に出ていました冒頭陳述，最初のプレゼンテーションの場面です。最初に検察官が冒頭陳述して，その後弁護人が冒頭陳述するわけですがけれども，弁護人の冒頭陳述，後になるわけですがけれども，同じことを言っているとか，かみ合っていないんじゃないとか，そのようにお感じになったことはありませんでしたか。

5番

やっぱりちょっと同じようなというか，要するにこういうことをしているから，考慮してくださいと，そういうようなことを両方から聞かされたというか，おっしゃっていたような気がします。

6番

示談に関して，示談をしているので，軽くという主張を弁護人さんのほうで，ずっと主張されていました。

5番

検事さんのほうも，ちらっと，これこれで，この方とこの方に，要するに示談が成立していますよというお話はなさっていました。

司会者

それで，要は捉え方は別かもしれないですけども，検察官，弁護人から，両方から同じことについて出たというような話ですかね。では，冒頭陳述のところはこのぐらいにしておきまして，次の事項に入りたいというふうに思います。証拠調べについて，気がついたところをお伺いしようかと思います。証拠調べが始まって，事件によって中身は違いがあると思いますけれども，証拠書類が読み上げられたり，モニターに表示されたり，あるいは証人が出てきて，目の前で話を聞くといったような組み合わせで証拠調べが行われたらというふうに思います。お聞きしたいこととしては，その証拠でどのような事実を立証しようとしたのか，どのような事実が実際に立証できたのかがわかりましたかという質問が1つです。証拠の中身や内容がわかっても，それが検察官や弁護人が言っていた主張とどうつながっている

のかよくわからないですとか、これは関係ないんじゃないかといったようなことがありませんでしたかという点を伺いたいのが1つと、それから証拠の中身の分量についてですけれども、それぞれ、これは長過ぎるとか、わかりづらかったとか、頭に残りづらかったですとか、あるいは時間のかけ方について、もっとこうしたほうがよかった、あるいは証拠の内容として不必要に刺激が強いような証拠がありませんでしたかですとか、あるいはこれは書面の証拠で調べただけでも、本当はその人に直接法廷に来てほしかったといったようなこと、今申し上げたような証拠調べ全般についての御感想をお伺いできればと思います。

1 番

まず、証拠についてなんですが、先ほどもちょっとお話をしたところなんですが、弁護人の方とかはCT画像の見方がわかっていないで、逆の方向を一生懸命説明していました、法廷で。右左が逆になっています。CT画像のまず見方もわからないのかなということで、私は思っていました。その中で裁判員の方も、やはりわかっていないとなったり、CTって、ただ丸なんで、どっちが右左かなかなかわからないというのがこれはあると思うんですが、そこでほかの例えば正面は折れていました。脇も折れていたんですね、CT。ただ、脇がたたいているんだと、何らかの形でやっていたり、そういったのはあるのかもしれないんですが、そういったのは提出されていないんですね。それで、あるものだけで進められている裁判でした。ですので、そういったものって我々が、この資料どうなんですかと言って、逆に裁判員は資料の不足を逆に言えるのかどうかちょっと疑問符でした。あと、その他、供述調書なんかの、検察側のほうは当然外力によるものだということで、医師の供述調書、こういったものが出てきました。そういったものも当然説明が、これは外力によるものだというような証拠だったんですが、やはりここでも弁護人の方のほうはちょっとずれちゃっていたという言い方すると、先生に申しわけないんですが、ちょっと違っている方向に、かみ合っていないと、先ほどのともちょっと重なってしまうんですが、証拠に基づいたものとちょっとずれちゃっていたようにもちょっと

と感じられました。あとほかに証拠を我々が提出を求めるというのは可能なんですか。

司会者

そこは、ですからまずやはり審理して、皆さんと一緒に判断するに当たって、どの証拠が必要な証拠かということは事前の打ち合わせ、整理の手續ということでまず行いますので、基本的にはやはりその証拠に沿って審理というのは行われると思います。ただ、もし、というのは何でも証拠を調べることになると、やはりかなり判断するものというのが多くなってくるものですから、果たしてそこまで必要なかというところでの絞りというのは恐らく入っていると思うんですけども、ただもし実際に加わられた中で、あれっ、この証拠はというところはもちろん疑問に感じられたところは、それはおっしゃっていただく中で、きっと追加で、本当に調べる必要があるんだったら、調べることも全くできないという話ではありませんで、当然検討の対象にはなると思いますのでとは私の個人の意見としては思いますけども。ということですけども、実際それは出てきた証拠の中で結局判断されたということにはなったということですか。

1番

そうです。

司会者

証拠に基づくというところで、やはり事件のポイントを考えて、それにかみ合った意見なり証拠の尋問の仕方ということはちょっと考えてほしいというところがあるというような御意見でしたね。

1番

はい。

司会者

ありがとうございました。2番さんはいかがですか。

2番

証拠の品とか、そういうのは本当にわかりやすかったです。特に不足しているとか、そういうのは全然思いませんでした。ただ、どちらにしろ検事さんの意見と弁護士さんの意見が違うのは当然というか、罪を少しでも軽くするために弁護士さんは同じ証拠品に対しても、ちょっと見方が違うというのも、それはもう当然でしょうし、わかりにくいということは全然ありませんでした。

司会者

わかりやすかったけども、何かこの証拠がどう関係してくるのかわからないですとか、そういうところというのはなかったですか。

2番

それはなかったです。

3番

私のほうも写真と図面と両方あって、とても現場のところの状況証拠というのはすごくわかりやすかったと思います。特に何かこの資料が欲しかったなというものも、私がかかわった事件においてはなかったなと思っています。

4番

私も3番さんと同じで、2つの事件、強盗致傷と強盗だったかな、その事件だったんですけど、ともに共犯者がいたということで、その事件の状況、それぞれの被告人と共犯者との役割というのはすごくその見せられた資料ではっきりわかったんで、あと被告人も起訴内容を認めていて、あとは共犯者との中での立場、主犯なのかそうじゃないのかというところが争われたという部分では、その出された資料というのは比較的判断しやすかったと思っています。

司会者

ありがとうございました。証拠を調べて、これは関係ないんじゃないかですとか、あるいは証人や被告人への検察官や弁護人の質問で、これ何のつもりで聞いているんだろうというようなところは特にはありませんでしたでしょうか。

4番

そうですね。そういった疑問は、ほとんどなかったです。

司会者

ありがとうございました。5番さん、いかがでしょうか。

5番

私も別に証拠調べの点に関しては、わかりましたので、ありませんでした。

6番

私も証拠のあたりはとてもよくわかったんですが、ただちょっと時間が長かったかなと思いました。ちょっと疲れるというか、疲労感みたいなのが。40分近くの時間がかかっているところが2か所ほどありまして、やっぱり40分ぐらいになると、ちょっと大変かなと思いました。

司会者

誰か人から話を聞くところですか、それとも書面の証拠を読み上げたりですとか。

6番

強盗致傷の被告人の質問のあたりとか、そこは40分ぐらいかかっているんです。そこら辺は、結構ちょっと長いかなって感じました。

司会者

聞き方についても、もしかしたらその40分の中で、もうちょっとこんな感じで聞いてくればいいのかというところは何かございますか。

6番

こんな感じというと。

司会者

この点は要らないんじゃないかですとか、めり張りがちょっとついていないよとか。

6番

何かちょっと同じ内容の会話が多かったような気がしたので。

司会者

聞く人も意識して、もう出たところほうまく省略して、またさらに聞くところだけを聞いてほしいという感じですか。

6番

はい。

司会者

ありがとうございました。7番さん、いかがでしょうか。

7番

証拠のうち、物的な証拠はとてもよくわかりました。写真、それから現場の図面などですね。ただ、被告人の心のうちというか、心をどのように証拠立てるかというところがちょっと足りなかったような気がします。そういうのはないんだよと、見なくてもいいんだよということであればいいんですけども、量刑だとか何かするようなときには、いろいろな犯罪的な行為を、例えばいつの時点から思いついたかとか、必ずしもそういう経過がわかるようなものも、説明あったんですけども、論点としてはどうもその辺は余り問題にならなかったかなと。我々もそれをよく聞けばよかったのが後で、あっ、これは、後で思いましたね。終わっちゃった後。

司会者

聞けばよかったというのは、例えば被告人なり証人なりに何か聞きたいようなことがあった。

7番

はい、そういうことです。それは、直接我々でも被告、加害者、被害者、聞けるわけですよ。当然ね。

司会者

はい。それ、もう少しこういう配慮してくれれば聞きやすかったですとかというのは何かありますか。

7番

法廷でも緊張していましたから、すぐそこまではちょっと感じなかったんですね。

司会者

あと、時間のとり方もそんなに、7番さんの場合、先ほど6番さんはちょっと長いがあったということですけど、そういうあたりは。

7番

その辺は、余りなかったような気がします。

司会者

今証人や被告人への自分からの質問というお話出ましたけども、ほかの皆さんも自分から聞いたりということはされましたか、証人や被告人に質問というのは。

1番

しました。

司会者

1番さんはされたんですか。2番さんもされましたか。

2番

しました。

司会者

ほかは、されてはいないですか。

4番

しました。

司会者

4番さんもされていた。結構皆さんされているんですね。何か本当はもうちょっとこういうタイミングがあれば質問したかったというような方はほかに、されなかった方で、いらっしゃいますか。特にそういうわけでもなくて、余り聞くこともなかったというような感じなんですかね。証拠調べの関係で何か。

古玉裁判官

皆さん証拠調べの中で、何か裁判でこんな細かいことまで聞くんだとか、こんな細かい証拠まで調べるんだとか、何かそういう感想を持たれた場面とかありました

でしょうか。例えば証人の方とか被告人に話を聞いたりしているときに、何かものすごく細かい話まで聞いているような印象を持たれた場面とか、持たれた方とかい
らっしゃいますか。

1 番

確かに細かく聞かれていて、我々裁判員にとったら、そんなに細かく聞いてくれるので、非常によくわかりやすくなりました。

司会者

そのわかりやすいつて何か実はそのときには確かにわかっても、実際の評議ですとか判決では使わなかったよ、結局それは聞かなくてよかったんじゃないというよ
うなところは特にはなかったですか。

1 番

やはり評議する中で両方がそれで聞いてもらったので、いろいろなことがわかって
いる中で評議ができたんで、よかったと思います。

司会者

ありがとうございます。ほかの皆さんもどうでしょうか。書面の証拠でも、人
に聞くということでもいいですけども、結構実際経験していると、後で、これは要
らないよねとかというのがもし皆さんにあったら、ぜひ参考に聞かせていただけれ
ばという質問だと思うんですけども。特に御記憶のところではありませんかね。

恒川検察官

1 番さんにちょっと、今後の参考にちょっと教えていただきたいんですけども、
先ほど証拠が、こういうのが提出ないかとかいうお話をされていたかと思うんです
けれども、今後の参考になんですけど、ちなみにそれはどういった証拠が足りない、
むしろ途中で出してもらったほうがよかったと、そういうふうに思われたんですよ
うか。

1 番

提出されたものは、図面とCT画像だけです。あと、先ほど言った先生の供述調

書のほうぐらいは、わかりません。記憶の中では、そのくらいが提示されていました。そんな中で、実際に被害者がベッドの上で寝ていたところの、ここというだけで、どっち側からたたいているとか、そういったものはありません。角度的なものも、どういうふうにとたたいたか、ただ上からたたきましたというだけで終わっちゃっているんですね。私、被告人のほうにも法廷では質問させていただいたんですが、脇が折れているということは絶対何らかの脇からの外力加わっているんですよ。ですが、上からたたいたしか本人言っていないというようなところで、そういったものが全然、どこからたたいて、どういうふうにとたたいたのかが全然、ただ漠然とたたいたで終わっちゃっていたんで、そういったものがどういうふうにとたたいたのかなというようなところまでをちょっと知りたかったかなと思って、先ほどの内容になりました。

岩佐弁護士

裁判官、裁判員の方からの証人に対する補充尋問の件なんですけれども、こちらの公判の審理予定表などを見ていきますと、検察官や弁護人の尋問が終わった後、休憩をとった後で補充尋問、裁判官や裁判員の尋問、これがなされているケースが幾つかあります。そのような場合には、あらかじめ補充尋問に入る前に、こういうことを質問したいんですけどということで、裁判官との間で相談などをされた上で臨まれるんでしょうか、それとも全くそういうのはなくて、補充尋問が始まって、どうですかと聞かれて、質問、補充の尋問をされることになるんでしょうか。いきなり指されると、どうですかと聞かれて、手を挙げるというのはなかなか皆さんも大変だろうと思うんで、あらかじめそういう休憩があるとすれば、そこで、後でこういうことを聞きたいんですけどということで裁判官との間で打ち合わせがなされたのかどうか、そこら辺ちょっと気になりましたので、お聞きいたします。いかがでしょう。

2番

裁判の休憩中に、部屋に下がってから、みんなで雑談的に、ああだこうだ、ここ

がおかしいとか、雑談をしていると、裁判長が、じゃそれを質問したらどうですかというふうに提案していただくこともあるし、いや、ちょっと、でも疑問には思うけど、ちょっとそれは自分からは質問できないって、そういうふうなこともあったり、あとその場で突然思いついて、そして手を挙げて質問した場合もありました。両方でした。

6番

私のほうも裁判官の方が、何か聞きたいことがありますかということと、休憩中に、必ずそうおっしゃって、それで自分で聞く方は聞いてください、かわりに裁判官のほうでも聞きますよということは必ずありました。

司会者

ありがとうございました。ほかの方も何か。4番さんとか1番さん、3番さんもですかね。そうすると、証拠調べについての御感想は一通り伺いましたでしょうか。では、あとは法廷のところでは最後の論告、弁論というところで検察官、弁護人のほうから最終意見ということで述べられることになりますけれども、今まで証拠調べの結果を踏まえると、こういうふうに見るべきですとか、量刑に当たってはこういう点を考慮してほしいというような意見を述べられたときに、その内容がよく理解できましたかということをお伺いしたいのと、あとその意見、検察官、弁護人の論告、弁論を聞けば、もうそのまま評議のときに意見を出し合える感じだったのか、それとも裁判官がこれはこういう意味ですとか、こういう位置づけですというふうな形で説明を加える必要があったような感じだったのか、そのあたりについて御感想をお伺いしたいと思います。

1番

やはり事前に、評議に入る前に裁判官から丁寧な説明がありましたので、非常に評議に入る段階ではわかりやすかったです。

司会者

逆に、論告、弁論だけだとちょっとうまく評議には入りにくかったという感じで

すか。そうでもないんですか。

1 番

そうですね。それで、同席の裁判員からもやはり質疑等が出て、非常にまとまって評議には入りやすかったと感じております。

司会者

ありがとうございました。ついでに、論告、弁論はもうちょっとこの点是要らないとか、この点はこうすればよかった、わかりづらかったというような何か御注文というのは。

1 番

それは、特にありませんでした。

司会者

2 番さん、いかがでしょうか。

2 番

論告、弁論もわかりやすかったんですけど、その後、評議に入る前に裁判長から、今までの判例をちょっとスライドで見せていただいて、納得した上で評議に入ることができました。

司会者

今おっしゃった判例というのは、恐らく一定の条件で絞った量刑のグラフ。

2 番

グラフです。

司会者

量刑評議のときにそれも見せられてということですか。

2 番

はい。

司会者

ありがとうございました。2 番さんも特に論告や弁論についての御注文とかは。

2番

いや、わかりやすかったです。

司会者

そうですね。よろしいですか。3番さん、いかがでしょうか。

3番

私のほうも論告、弁論でのお互いの意見というのはとてもわかりやすかったと思います。帰ってからもちろん裁判長からもいろいろと、先ほど2番さんと一緒に、判例を見せていただいたりとか、求刑、大体今までこのぐらいですよという話もあり、あとは皆さんでやっぱりどこを争点にするかというところも裁判員の中で大体みんな同じような意見のところでもいろいろと意見を交わすことができたと思うので、特に何か理解できなかったとか、そういう点というのは特にありませんでした。

司会者

ありがとうございました。4番さん、いかがでしょうか。

4番

私も同じように、最終的には2つの事件で、登場人物が3人いたんですけど、その中で被告人がどの立場なのか、主犯なのか、それともそうじゃないのかというところで、その意見を皆さんでまとめて、そんなに大きな差はなかったと思いますし、過去の判例というのも非常に参考になって、結果として話をまとめやすかったと思っています。

司会者

ありがとうございました。振り返って、論告、弁論に何かこれはちょっと注文つきたいというのは特には。

4番

特にはないです。

司会者

5番さん、いかがでしょうか。

5番

私も別に問題はなかったと思います。評議の件では、やっぱり裁判官の方からきちんといろんなお話が、始まる前にございましたので、わかりました。

司会者

ありがとうございました。6番さん、いかがでしょうか。

6番

やっぱり強盗致傷というのが重い罪なんだということを裁判官の方が細かく説明していただきまして、説明を受けながら評議に入っていったというような形です。

司会者

そうすると、裁判官の説明があつてということですよ。

6番

はい。

司会者

その前の論告や弁論のところでの、恐らく刑を決めるとき材料になるようなポイントの取り上げ方という点については何か、いかがでしょうか。

6番

強盗致傷のところでは何の問題もなく理解できたんですが、何か公務執行妨害のあたりがちょっとよくわかんないなというのがありました。証拠とかスライドで、どのくらいの傷を負ったとか、そういうのが全くなかったんで、話だけで、頭の中で、こういうような状態なのかというような感じで理解したので、ちょっとなかなかわからなくて、みんなでその意見は物すごく出ました。

司会者

複数件の事件なんで、それでどうしてもその中の一部という形になるところが、証拠としても、もちろんやったという証拠は出ているにしても、その位置づけ、どのくらいの比重かというところが、それはそうかもしれないですね。ただ、今おっしゃったので、これは今度、証拠のほうの中に入るんですけども、余り例えば傷害で

すとかでも、多分どういうけがを負ったという証拠は出ているはずなんですけども、今は写真とか図面とか、そういったのがなかったというお話ですか。

6番

公務執行妨害だけは、全くありませんでした。

司会者

そんな傷の写真とかを全部というのとかえって不必要なところもあるかなというところは。

6番

何か話を聞いていると、公務執行妨害の傷害が一番何かひどかったような気がするんですね。その割に、全く証拠のそういうスライドとか、そういうものがなかったの、そこら辺が物すごくみんな、何か、どういうことなんですかというような意見が多かったです。

司会者

ありがとうございました。7番さん、いかがでしょうか。

7番

弁論のところで弁護人の、先ほども私申し上げましたけども、心のだんだん変化していた度合いをもう少し主張して、触れてほしかったということですね。殺意があったかどうかということは非常に重大な問題なんで、最終的な事件のところ、瞬間だけでやるんじゃなくて、私が立ち会った事件は一種のけんかみたいなことなんですね。ですから、そういうけんかの初めのところから来て、最後こうなったというようなことを弁護人が話してほしかったですね。それからあと、被告人がいるところで論告、弁論というのはやるんですか。

司会者

はい。

7番

これ、もしそうだとすると、ちょっとやっぱり検察も弁護人も遠慮して言わない

ようなところもあるんで、被告人がいないところでやる、そういう時間帯もあっていいんじゃないかなと思いますけど。

司会者

ちなみに、どんなところを遠慮しているように受け取られましたか。

7番

それは余りないんですけども、ただ場面設定としては、そうしておいたほうが客観的に感じられるんじゃないでしょうか。

司会者

ただ、被告人もやっぱり自分の裁判ですので、その関係で、意見が出るというときにはやっぱり立ち会う権利があるということは御理解いただければと思います。

7番

わかりました。

司会者

引き続き評議についての御感想も伺いたと思います。こちらでまとめて申し上げますけども、1つが評議の進め方や整理ということで、司会を多分裁判長がされる場合と、あとほかの裁判官がされる場合と、必ずしも分けられないような場合と、いろいろだと思うんですけども、いずれにしても評議を進めるときに、そのやり方、それから整理、今ここで何を話し合っているんですけども、いうところを分けながら進めていくというのが基本だと思うんですけども、そんなことがなくて、今何を話しているのかよくわからなかったですとか、そういったようなところでもし御意見があれば、おっしゃっていただきたいのと、それからあとは全体として評議に使った時間というのがどうなのか。1つは、もう少し時間が欲しかったというような印象をお持ちの方もいらっしゃるかもしれないですし、逆にこの点は結局結論を出すのに関係ないようなところに時間使い過ぎてしまったんで、もうちょっとそこはめり張りつけて、時間をかけなくてよかったんじゃないというふうに思われた方もいらっしゃるのかなと思ひまして、こういう質問を出させていただきました。じゃ、そ

こまでのところですかね。評議の進め方、時間関係ですけども、その点、じゃ今度は7番さんから率直なところ伺えればと思いますけども、いかがでしょうか。

7番

全体的には評議の時間がちょっと少なかったという感じがいたしました、時間的には。それから、最終的に判決文の原案を作成するときに、議論が分かれたときは、少数意見なんかも明示して、この点は解明ができ得なかったというようなものもあってもいいんじゃないかなと、その文書の中に。

司会者

そのあたりは、どのぐらい判決に書くのかということになると思いますけれども、やはり一番書かなければいけないことは結論と、そこに至るメインの筋道を簡潔に書くということになっておりますので、そのあたりが恐らくまとめ方の中で判決にはあらわれないということはあると思います。ただ、もちろんそれは別として、評議の中では十分に評議をする必要というのはあるとは思いますが。というところの御感想ですか。

7番

はい。

6番

同じ質問とか同じ意見がたびたび振り出しに戻って、また同じ内容を話し合うというのが本当にすごく多かったような気がします。

司会者

そのあたりというのは、例えば司会進行の点で、もうちょっとというところがあったのですか。

6番

司会進行というより、やっぱり先ほどちょっと話ししました公務執行妨害の件で、やっぱりなかなか理解が進まず、また同じような話になるんですね。ですから、そこら辺が何度も、本当に長く、繰り返し戻り、また。

司会者

一回やったと思っても、ちょっとまたこれ気になりますという。

6番

やっぱりもうちょっと違うんじゃないかって、あとどこから落ちたのかとか、そういう細かい部分、そういうのは余り関係なかったんじゃないかなと思うんですが、そういうような細かいことも何度も話し合いました。

5番

私のほうでもやっぱり同じ意見です。その件でもう、それこそ丸1日使っても足りないぐらいいろんな話し合いがありました。

4番

私たちが担当した裁判に関しては、裁判長の方が非常に進め方がうまかったので、評議時間もそんなに長かったとか短かったとかも感じなかったし、意見も全員から聞くようにしていたんで、非常にうまく進めていただいたのかと思います。なかなか自分から意見を出してくれという、なかなか言えないとは思いますが、必ず全員から聞いていたんで、みんなの意見が必ず評議の中に出ていたと思うんで、非常にうまかったんじゃないかなと思っています。

司会者

ありがとうございました。手を挙げて自分からと言わないような方には見ながら当てて、発言をしていただいたりとか、そういうような感じですか。

4番

そうですね。なかなか皆さんが全員話が得意なわけではないでしょうから、裁判長のほうから必ず全員に声かけていただければ、多分意見は必ず出ると思うんで、そういう進め方をしていたんで、非常にうまい裁判長だったのかなって感じました。

司会者

ありがとうございました。3番さん、いかがでしょうか。

3番

私も4番さんと一緒に、すごく裁判長の方の進め方が上手だったので、特に長いとか短いとかというふうに感じたことはありませんでした。ただ、今回私たちの裁判というのは、被告が主犯なのか共犯なのかというところが多分論点になっていて、そこで刑の重さというのは変わってくるというところがメインだったんですけども、もう少しそのあたり、論告ですか、裁判中もいろいろと証人とか、ほかの人たちの話を聞いても、やっぱりちょっとみんなの話が思うところが違ったりというところがあったので、そこについてはもう少し話をして決めてもよかったのかなと個人的には思っています。

司会者

何を判断の対象にするかというのが審理から、あるいは最初からよくわかって、それに基づいて評議ができたという感じですか。

3番

はい。

司会者

もう少し話をしたかったと思われる部分というのは、それでも後になるとあったということですか、最後おっしゃったのは。

3番

そうですね。結局多分裁判だと証拠とかから刑を決めていくと思うんですけども、やっぱり今回は共犯者がいるということで、その共犯者とのかかわり合いというところの話、この事件以外のところの関係性というところは余り何か考えないで、証拠だけで罪を決めましょうという話だったので、やっぱりそういうところも含めて考えないと、主犯なのか共犯なのかというところはとても難しいのかなというふうに思っていたので、そこら辺でまた罪が変わってくるとなると、もう少し話してもよかったのかなと思っています。

司会者

そのあたりは、出た証拠の中で決めなければいけないというところの限界という

ところも感じられながらということですか。

3番

そうです。

2番

本当に1日目の冒頭陳述の後、昼休みから裁判員同士で、ああでもない、こうでもないって意見交換をずっとしていましたので、評議は、十分にしていたと思います。それと、やっぱり裁判長と裁判官がすごく意見を言いやすい雰囲気をつくっていただいたので、皆さん自分の意見は十分に言えたと思います。もし何かちょっとおとなしくしていた人がいたら、あなたどうですかというふうに声をかけていただいたり、そういうこともありましたので、言いやすかったです。

司会者

早いうちから雰囲気づくりと話し合っていけるような形ができていたというところでしょうか。

2番

多分ほかの皆さんよりもそんなに複雑じゃなかったというか、話し合いがしやすかったのかもしれないです。それと、本当にお弁当を食べながら、裁判長とか裁判官と、事件とは関係ない雑談を通して、何か話しやすい雰囲気ができていたかなと思います。

1番

私も皆さんと同感で、司会の裁判官の方が話し合いの中の幹をしっかりと見出してくれたというようなところで、何について話すかというちゃんと幹がしっかりしていたんで、それでなおかつ全員から意見を求めていたので、非常にスムーズに評議のほうはできたと思います。ですので、一人一人がいろんな意見を出し合えて、とても進行に関しては非常にスムーズにできたと思っております。あと、時間のかけ過ぎとか、そういったのも、逆にスムーズにいったら、結構評議には時間が余ったかなということ、評議の中でもちょっと、脱線ではないんですが、幹からずれて、

ちょっと世間話なんかも入れながら、うまく評議をやっていただいて、非常にスムーズにいったと思います。

司会者

ありがとうございました。評議で意見を十分述べることができましたかというところも、既に皆さんおっしゃっていた方が多いと思いますけれども、皆さん御自分の意見というのはちゃんと言えましたでしょうか。何か実はちょっとここのあたりで言いにくかったというようなところなり、ありませんでしたでしょうか。もしそういう方いらっしゃったら。

7番

私は十分意見は申し上げました。ただ、裁判員の方で発言しない方や、少ない方がいらっしゃいました。こういう方々がどうお考えになったのか、裁判官、裁判長とも苦慮したんじゃないかと思います。

司会者

確かに私の経験からいっても、特に当てずに意見をおっしゃっていただける方と、こちらから当てたほうがいいのかなどというふうに思う方がいらっしゃって、ただどこまでどういうタイミングで当てればいいのかというあたりが、雰囲気を見ながらというところが難しいなと思っているところなんですけども、何かいいアイデアというのはありますか。

7番

特にないんですけども、具体的に小さな問題を取り出して、これについては、何番さん、いかがですかと、こういうようなことで引き出す方法ぐらいしかありません。

6番

何か私の隣の方もなかなか意見を言う方じゃなくて、それで一度も意見言わなかったんですよね。それで、一番最後の最後に裁判官の方が、意見言ってくださいって、何でもいいからということだったんですけど、私は隣だったので、その方の意

見はいろいろ聞いていたんです。みんなの前では言わないんですが。ちょっとなかなか自分の意見というのは言い出しにくかったのかなって思いました。

司会者

ありがとうございました。参考にさせていただきます。評議についても一通り御意見を伺いました。それで、論告、弁論、評議とまとめて私のほうから質問するような形になりましたけれども、ほかの出席者の方からの質問があればと思いますが。

恒川検察官

先ほど6番さんが担当した公務執行妨害について、けがの写真とかスライドがなかったというふうにおっしゃっていたと思うんですけども、当事者の検察官ないし弁護人のほうがもうちょっとこういう証拠があればよかったとか、こういうことを、警察官が証人尋問で出てこられたんじゃないかと思うんですけど、もうちょっとこういうことを聞いてほしかったとか、何らかの当事者がこうすればよかったという点があれば、参考までにお聞かせ願えればと思います。

5番

一応どういうふうに行ったかというのは話してくださったんです。ただ、その場所がこういう場所ですよということだけで、どのような状態のところに落としたのか、そういう詳しい話が余りなかったんです。

司会者

今のは、詳しい証拠がたくさん欲しいというよりは、まさに端的に現場のイメージがわかるような証拠をちゃんと整理して出してもらいたかったのが、そこがちょっとイメージしづらかったという感じですか。

5番

写真は一応見せていただいたんですよね。見せていただいたんですけど、こっち側なのか、こっち側なのかとか、そういうのがちょっと。

司会者

何か位置関係とか、そんなあれがちょっとわかりづらかったというわかりやすさ

のほうの話に関係してくるのかもしれないですね。ありがとうございました。

岩佐弁護士

弁論、要するに弁護人のまとめの意見なわけですけれども、こうこうこういう事実があるから、これについてはこう評価すべきだとか、その後、特に情状部分、こういう事実があるから、刑を軽くすべきだとか言うわけですね。ざっと見ておきますと、前科がないからとか、若いからとか、示談がなされているからとかいう形で刑の減軽を求めていくわけですが、弁論の中で、例えば示談ができているから、刑を軽くすべきだ、ここがいきなりつながるかどうかわかるか、こういう理解が弁論を聞きながらできたかどうか、それともその後、評議のほうに入って、裁判官から、こういう理屈だから、刑は軽くする方向に働くものなんですよというような説明を受けているかどうかとか、まず弁論だけでそこら辺のつながりがわかったかどうかというところでお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

司会者

裁判官の説明による補足はなくても弁論だけで、この点を指摘しているけども、これが何で刑を軽く考えていいということにつながるのかというところがわかりましたかという質問だと思いますけども。弁論ではこの点を指摘しているけど、何でこれが刑を軽くしてほしいと言っているような軽くする方向に結びつけるのか、ちょっとよくわからなくて、裁判官の説明を聞いて初めてわかったというようなところで何か記憶に残っている方がいらっしゃったら御紹介いただければと思うんですけども。

6番

宥恕をいただきましたというのを弁護士さんがものすごく強調していました。その宥恕という意味がわからなくて、裁判官の方に伺ったんですが、それがものすごく量刑を決定するのに、軽くなるわけですね、それを。そこら辺がよくちょっと……。

司会者

要は許しているという意味のところは、その位置づけというより、言葉がちょっとわかりづらいところがあったというところですね。

6番

そうですね。それ、裁判官の方は字を書いて、ホワイトボードに字を書いて、こういう字なんですよと、許すという字ですよ。そういう説明もあったんですが、結構話を聞いているだけだと、意外と難しいところ、それが何なのかなというのわからないところもありました。

司会者

ほかに何か、要はこの要素が何でこれが刑を下げる事情になるのというのでちょっと疑問に感じられたところって、ほかは、覚えているところではよろしいでしょうか。それでは、最後にこちらのほうから、伺いたかったのが、裁判員をつとめられまして、何かこういったような負担があったというようなところで、ふだんの生活やお仕事等の関係での負担というのと、もう一点は、審理や評議に参加したことに伴う負担ということで御意見があればお伺いしたいと思いますけれども。

7番

自分の仕事の中で連続5日間とかというのはちょっと厳しい点ではありますが、けどさっきは5日間ではちょっと短かったと、もう少し長いほうがいいんじゃないかということを申し上げた点と矛盾しますけれども、連続というのはちょっと長く感じました。あとは、そんなに乗り越し苦労していたほど大変ではなかったと。

6番

私は、時間や日にちについてはちょうどよかったと思います。本当に貴重な体験させていただきましたので、勉強になりました。

5番

私も時間的には別にこれといった支障はございませんでした。ただ、余りやりたくなかったんですけれども、一応やらせていただいて、貴重な経験だと思います。なかなかやろうと思ってできるものではないので。ありがとうございました。

4番

ほかの方も多分そのとき言っていたと思うんですけど、担当した事件が殺人事件じゃなかったんで、みんなよかったって最初に言っていたんです。私も同じ意見だったんですけど。ただ、たしかニュースか何かで、裁判員裁判に参加したことによってストレスで精神的にダメージを受けたって、何かそういったまた裁判がたしか起きていたと思います。そういったこともあるんで、その辺のケア、たしかサポート体制もあったとは思いますが、やっぱり精神的にストレスを感じちゃう人も多分あるでしょうし、そういう事件もあると思うんで、その辺を今後どうフォローできるかが、この裁判員裁判でこれからの課題なのかなと私は感じます。

3番

私は参加して、自分はストレスがその後あったとかというのは特になかったんですけども、やっぱりどうしても心を病んでしまう人もいるので、そういう心のケアがもうちょっとあってもいいのかなって思うのが1点と、あと日程に関して、やっぱりどうしても働いていると連続5日間というのは、職種にもよるとは思うんですけど、やっぱり厳しいのかなというところがあるので、もう少し対企業というところに、裁判員裁判でどうしても長い間休むというのは国からの義務だということをもう少しアピールしてもらえると、会社にも伝えやすいというところがあるので、そういうところも少しやっぱり企業にもう少しやってほしいなというところはあります。

司会者

ありがとうございました。2番さん、何か。

2番

私は、時間、日程的には何の問題もありませんでした。証拠の写真も、もっとすごいのが出るかなって覚悟していたんですけど、それほど、そんなにショックな写真はなかったんで、そういう点は大丈夫でした。ただ、この事件の現場を通ることがよくあるんですけど、ああ、ここだなって、別にストレスとかいうんじゃないんですけど、やっぱり通ると、ああって、やっぱり思い出します。特にそれがストレ

スでどうこうということはありませんけど。でも、本当に貴重な体験させていただきました。ありがとうございました。

1 番

私も4日間の裁判だったんですが、日程的に、自分のストレス、そういった仕事の関係、全て何も負担になることはありませんでした。やはり皆さんと同じように、自分の職場にもう1名裁判員やられた経験者がいるんですが、またほかの同僚等にこの裁判員制度というのも話もできて、非常に自分の中ではみんなが知らない世界を1人だけ知っているような雰囲気になれて、とてもいい勉強になったと思います。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。それでは、こちらからの質問はこのぐらいにさせていただいて、出席されている記者さんのほうからもし何かあればと思いますけども、いかがですか。

読売新聞

裁判員制度を広めていくという、周知していくということに関してははすごく皆様方、もちろん参加された後も、例えば職場だったり、御家族と話をしたりということで広めて行ってほしいという思いも多分、私は裁判官ではないので、わからないんですが、そういった思いも裁判官の方には恐らくあると思うんですが、結構守秘義務だったり、取材していて、すごく曖昧というか、難しいなというふうに感じるものがあって、その後、裁判員を経験された後にお話ししていて、例えば難しいなとか、迷われた経験があったりとか、このように工夫して話をしているというようなことがあったら、ぜひちょっと参考までにお伺いしたいなと思います。

5 番

私は、別に参考意見というんじゃないんですけども、自分の家族にしか言っていない。うっかり人に話して、何か内容をしゃべっちゃうと困ると思うんで、いついつ行ってくるよという、それだけのことです。

司会者

では、6番さん。

6番

私、意外と積極的に皆さんに話したいなと思うんですが、周りに意外と避けられていて、余り私がかかわりたくはないわというような、そういう態度をとられることが多いです。

司会者

2番さん。

2番

私の周りの人は、裁判員になりたくてしょうがない人がたくさんいるんです。そういう人に、たまたま私が候補者名簿に載ったと言ったら、物すごくうらやましがられて、その後、裁判員が終わった後、もう本当に根掘り葉掘り聞くんです。でも、余り言っちゃいけないので、本当に裁判所内で、法廷内で聞いたことは言っていないようなことをどこかに書いてあったんですけど、それもちょっと何か言うと口滑らせそうな気がして、具体的なことを本当に言わずに、何か中途半端な説明で、何かしどろもどろに説明しています。

司会者

2番さんがおっしゃったように、法廷で出たことですか、あるいは実際つとめてみて、最初はこう思っていたけども、例えば話しやすかったよとか、話しにくかったよとか、一般的な感想は全く話されて構いませんので。よろしいでしょうか。では、長時間にわたり御協力いただきましてありがとうございました。以上で意見交換会のほうは終了いたします。本日いただいた御意見も今後の参考にしまして、これからの裁判員裁判を進めていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。